

新幹線プレス

2019年9月14日 No.440

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

新人事賃金制度見直し 御用組合の早期妥結を許すな！

フレックス通勤で専任社員・高年齢雇用継続基本給付金減額・停止

新しい人事・賃金制度では、新幹線定期券（フレックス定期券）を導入し従来の新幹線モニター制度を廃止する通勤手当の改正を行うとしています。

このフレックス定期によって毎月の社会保険料が増大します。そればかりか専任社員にとっては、通勤手当の加算により毎月の賃金額が上昇します。

そのために、高年齢雇用継続基本給付金が減額あるいは給付停止に追い込まれます。

こんなに給付金が減額・停止します

60歳到達時の賃金を460000円で毎月の賃金が280000円とした場合、毎月の賃金の15%42000円が給付金として受け取れます。しかし、例えば東京～三島間をフレックス定期で通勤した場合は、毎月の賃金の5.58%17735円しか受け取れません。さらに、東京～掛川間では毎月の賃金が345000円を超え給付金の対象ではなくなります。（あくまでも組合試算）

会社の社員向けリーフレットでは、「専任社員も引き続き高い意欲を持って就労していただくことを期待して」と書かれています。しかし、毎月の保険料の増加と高年齢雇用継続給付金の減額・停止など本当に高い意欲を持って働けますか？

私たちは、引き続きフレックスと現行モニター制度を選択できるようにすることを要求しています。

ユニオン組合員の皆さんも一緒に声を上げましょう。

東海労の要求

1. フレックス定期券と現行の新幹線モニター通勤を選択できるようにせよ。新幹線モニター通勤の区間内における乗降を可能とせよ。
2. 新幹線のフレックス定期券を認めるなら、在来線・私鉄を含む現行の一部回数券対応もすべて定期券扱いにせよ。